

熊本復旧・復興 4 力年戦略委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 熊本復旧・復興 4 力年戦略（以下「4 力年戦略」という。）の着実な推進に向け、4 力年戦略の推進状況などに関する意見を今後の取組の参考とするため、熊本復旧・復興 4 力年戦略委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第 2 条 委員会は、10 人以内の委員で構成する。

2 委員は、知事が依頼する。

3 委員の任期は、承諾の日から平成 32 年 3 月 31 日までとする。

(会長)

第 3 条 委員会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によってこれを定める。

3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 副会長は、会長が指名する委員を充てる。

5 副会長は、会長を補佐し、会長が職務を行うことができない場合は、その職務を代理する。

(運営)

第 4 条 委員会は、知事が招集する。

2 会長は、必要に応じ、議事に関係のある者を臨時に出席させることができる。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、企画振興部企画課が処理する。

(雑則)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 29 年 6 月 29 日から施行する。